

11/11/11

訴狀

東京地方裁判所民事部 御中

〒■■■-■■■ 東京都■■区■■■■丁目■■番■■号
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■号室

電話090-■■■■-■■■■

〒106-6215 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー15階

被告 エクシア合同法人
同代表社員 菊池 翔

出資持分払戻等請求事件
訴状物の価額 金558万9879円
ちょう用印紙額 金3万4000円

1 (主位的請求)

被告は、原告に対し、金558万9879円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

被告は、原告に対し、金500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 仮執行宣言

1 当事者

原告は、個人であり、被告は、金融商品取引法第2条2項第3号の合同会社社員権の自己私募という形態で投資家から出資を募り、ファンドを運用する合同会社である。

(1) 原告は、令和3年10月、知人から、「月利数%、年利30%程度の高配当のヘッジファンドがある、数年運用しているが、元利金の出金は随時可

能で、これまでは出金拒否等のトラブルはない、テレビにもよく出演していて有名な若狭勝弁護士等も顧問弁護士になっている」等として、被告への出資を勧められ、被告社員を紹介された。

(2) 原告は、被告社員の案内により、令和3年10月16日、被告への出資に関する面談にオンライン会議で参加した。かかる面談で原告は、被告社員から、「元利金の出金は随時可能であり、元本は解約制限がないが、利益の出金、解約は、会社としての上限はある。よって、今月は上限に達したので解約できませんということはある得、昨年は利益の出金の制限が3回あった。月末だと難しい場合があるので、解約申請はできるだけ早めにして欲しい。」旨の説明を受けた。そのため原告は、被告の払戻制限につき、利益のみが払戻制限の対象であり、元本には払戻し制限はなく、また利益の払戻制限についても、専ら月末の申請の際に問題となるのであり、月初の申請であれば問題がないものと理解した。

(3) 原告は、被告への出資について、高配当であることに不安を感じ、インターネット上で被告についての調査を行ったが、被告は、2016年の運用開始以降、出資拒否等のトラブルはないとされていたこと、元検察官、元国会議員であり著名な弁護士である若狭勝弁護士をはじめとして、有力弁護士が多数顧問弁護士として名を連ねていたこと(甲1なお従前は被告のウェブサイト由被告の顧問弁護士一覧が掲載されていたが、現在は削除されているようである。)、被告の子会社のエクシア・アセット・マネジメント株式会社は、第二種金融商品取引業者であること(甲2)等から、詐欺的なファンドではないだろうと考え、また被告社員の説明によれば、月末を回避すれば、元利金の出金は随時可能とのことであつたことも踏まえ、被告への出資を決めた。

(4) その後原告は、令和3年10月19日に1口100万円、令和3年12月15日に2口200万円、令和3年12月16日に2口200万円の合計5口500万円(以下総称して「本件出資口」という。)を被告に出資するための契約を締結し(甲3の1ないし3、以下総称して「本件出資契約」という。)、出資金を被告の銀行口座に入金することにより出資を行った。なお、本件出資契約の締結は、被告が指定するインターネット上の申し込みフォ

ームに必要事項を入力後、オンライン上で電子サインを利用することにより行われたのであり、契約締結に際し、被告との面談は実施されず、甲3の各27頁に「説明実施日」の記載があるものの、実際には被告による契約内容の説明は一切行われていない。本件出資契約によれば、被告の出資持分は、特定商取引に関する法律第2条第4項第3号の「特定権利」とされており(甲3の15頁)、本件出資持分の販売は、特定商取引に関する法律上の通信販売として行われたものと考えられる(同法第2条第2項)。

(5) 本件出資契約締結後、被告からは月次で本件出資口の評価額が電子メールで送付されており、被告の令和4年4月19日付電子メールによれば、同日時点での原告の本件出資口の評価額は合計558万9879円である(甲4)。

3 被告による払戻拒絶

(1) 原告は令和4年4月23日、被告が出金拒否しているとの情報をインターネット上で得た(甲5)。そのため原告は同日、被告のウェブサイト上で本件出資口について退社(全解約)申請を送信し、元利金全ての払戻を求めたところ、同月25日に、被告から「今月の返還上限額に達した為、今月の返還の受付は終了しました。誠に恐れ入りますが、来月1日より出資金解約の返還申込みの受付を致します。」との回答を受領した(甲6の2頁)。

(2) 被告の上記の払戻拒絶を受けて、原告は令和4年5月1日の午前0時0分に、再度、本件出資口全てについて退社(全解約)申請(以下、「本件全解約申請」という)電子メールで送信したが(甲6の1)、被告からは、同年5月9日に、「ご依頼いただいた件についてですが、当社から内容確認・申請受付・手続き完了等の返信をいたしますので暫時お待ちくださいますよう、お願いいたします。」とのメールを受領したのみであり、本件全解約申請に応諾する旨の回答はなかった(甲6の3頁)。その上、被告の上記5月9日付のメールには、注意点として、「社員権取得契約の「代表社員は、その裁量により当社全体の払戻金額の総額の制限を設けることができる」との記載の通り、受理できなかった場合は、翌月以降に再度ご申請いただきますので、あら

かじめご了承下さい。」との記載があったため(甲6の4頁)、原告は同日(5月9日)、被告による払戻拒絶は不当である旨抗議し、速やかに出資金全額を返金するように求めたが(甲6の4頁)、その後も原告は被告から、出資金の払戻に応じる旨の回答を受領していない。

4 被告の払戻拒絶が不当であること

被告の令和4年5月9日付メールにおける、払戻制限に関する上記の記載からは、被告は、被告の定款15条の払戻制限(甲3の各6頁)(以下「被告払戻制限」という。)を根拠とし

て、被告代表社員の自由な裁量により、払戻金額を一方的に制限できると主張しているものと考えられる(かかる主張は、原告が出資前の面談において被告社員から説明を受けた払戻制限の内容と異なるものである)。しかしながら、被告の主張を前提とすれば、被告は何らの正当な理由なくして、被告代表社員の完全な裁量により、出資者の出資持分払戻請求を一方的に拒絶可能となり、このような極めて不合理な内容の払戻制限は、会社法上認められる、合同会社を退社した社員の出資持分払戻請求権を過度に制約するものであり、消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法10条により無効になるものと考えられる。

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

よって、被告が被告払戻制限を根拠に、原告の令和4年5月1日付の本件全解約申請を拒絶することは認められず、被告は原告の本件全解約申請を受けて、本件出資口の評価額である金558万9879円全額を原告に支払うべきである。

5 本件出資契約の取り消し

2(2)記載のとおり、原告は令和3年10月16日の被告との面談において、被告社員から、被告の払戻制限につき、利益のみが払戻制限の対象であり、元本には払戻制限はなく、また、利益の払戻制限についても、専ら月末の申請の際に問題となる旨の説明を受けたため、被告の払戻制限の内容について誤認し、かかる誤認に基づき被告への出資を行った者である。

被告会社の上記説明内容は、被告が主張する被告払戻制限の解釈(被告代表社員の完全な裁量により、元本及び利益を含め、払戻金額を一方的に制限可能)とは大きく相違するものであり、出資金の払戻の可否という出資者である消費者にとって極めて重要な事項につき、消費者を誤認させる行為であるため、消費者契約法第4条第1項1号の不実告知及び同条2項の不利益事実の不告知に該当するものである。

そのため、万一、原告の令和4年5月1日付の本件解約申請に基づく元利金金額の払い戻しが認められない場合は、原告は本件出資口全てに関する本件出資契約の全てを、消費者契約法4条に基づき取り消した上で、不当利得返還請求権に基づき、原告が出資した金500万円全額の返還を求める。

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときには、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であると誤認

6 よって、主位的には、原告は、被告に対し、出資持分の払戻として、原告の本件出資口の評価額である金558万9879円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまでの年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

また、予備的には、原告は、本件出資契約全てを、消費者契約法4条に基

づき取り消した上で、不当利得返還請求権に基づき、原告が出資した金500万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証拠方法

証拠説明書(1)記載のとおり

附属書類

- 1訴状副本 1通
- 2甲号証(写し) 各1通
- 3資格証明書 1通

証拠一部ピックアップ

甲1号証

エクシア合同会社の法律顧問とされている弁護士

- 1 弁護士法人わさか 代表弁護士 若狭勝 第一東京39621
- 2 川戸淳一郎法律事務所 代表弁護士 川戸淳一郎 東京弁護士会20693
- 3 B・ポジティブ法律事務所 代表弁護士 小林弘明 第二東京22717
- 4 大手町国際法律事務所 近藤哲也 第一東京 30124
- 5 熊谷章法律事務所 川又浩司 第二東京 36115
- 6 石塚法律事務所 石塚智教 第一東京 44057

税務顧問

辻・本郷税理士法人

税理士法人JMTz